

(証券コード 1514)

平成28年6月7日

## 株 主 各 位

東京都港区新橋六丁目16番12号

住石ホールディングス株式会社

代表取締役社長 長 崎 駒 樹

### 第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差しかえの場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号  
航空会館 2階会議室  
(末尾ご案内略図をご参照下さい。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 取締役5名選任の件  
**第2号議案** 監査役1名選任の件  
**第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

すべての議案が普通決議です。

以上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び定款第24条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sumiseki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用情勢に改善が続くなか、設備投資に持ち直しの動きがあるものの、外需に弱さが見られ、景気回復基調は緩慢なものに留まりました。

海外では、米国経済は堅調な景気回復が続き、欧州経済も緩やかな景気の回復が続きました。その一方で中国経済は景気減速が鮮明化し、その他新興国でも中国経済減速の影響や原油等、資源価格の低迷を受け成長が鈍化する等、世界経済全体としては総じて緩やかな減速基調にありました。

このような事業環境のもと、当連結会計年度の業績は、石炭価格の下落等の影響もあり、売上高は179億8千3百万円（前期比10.4%減）となり、営業利益は2億8千4百万円（同3.4%減）となりました。一方経常利益は、支払利息の減少及び持分法適用会社の増益により、7億5千4百万円（同11.8%増）となりました。また、前連結会計年度に計上した豪州ワンボ社からの過年度分の受取配当金や遅延利息等の特別利益が減少したこと等を主要因に、親会社株主に帰属する当期純利益は10億2千9百万円（同73.7%減）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりです。

部 門 別	前連結会計年度 ( 第 7 期 )			当連結会計年度 ( 第 8 期 )		
	売 上 高	構 成 比	前 期 比	売 上 高	構 成 比	前 期 比
石 炭 事 業	18,904 <sup>百万円</sup>	94.2 <sup>%</sup>	△19.5 <sup>%</sup>	16,970 <sup>百万円</sup>	94.4 <sup>%</sup>	△10.2 <sup>%</sup>
新 素 材 事 業	471	2.3	13.8	364	2.0	△22.8
採 石 事 業	701	3.5	△2.6	648	3.6	△7.5
合 計	20,077	100.0	△18.4	17,983	100.0	△10.4

石炭事業部門では、販売数量は前年並みを維持したものの、石炭価格や海上運賃の下落等により販売単価が下がり、また、中継業務の取扱い等が減少したことにより、当連結会計年度における売上高は169億7千万円（前期比10.2%減）となりました。

新素材事業部門では、情報通信関連・自動車関連等での販売は順調に推移しましたが、前連結会計年度に大きく売上に寄与していたスマートフォン関連の需要減により大幅な販売減となったこと等から、売上高は3億6千4百万円（前期比22.8%減）となりました。

採石事業部門では、原油価格の下落が製造コスト削減に貢献したものの、西日本側の公共事業が減少したことを主要因に、売上高は6億4千8百万円（前期比7.5%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループの設備投資の総額は6億8千9百万円であります。

その主なものは、石炭事業の貯炭場用地の取得（6億4百万円）であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度 (第5期)	平成25年度 (第6期)	平成26年度 (第7期)	当連結会計年度 (第8期)
売上高(百万円)	26,554	24,604	20,077	17,983
経常利益(百万円)	359	473	674	754
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	163	386	3,911	1,029
1株当たり当期純利益(円)	2.77	6.57	66.08	17.35
総資産(百万円)	16,102	15,841	17,558	16,528
純資産(百万円)	5,487	5,843	9,878	10,558
1株当たり純資産額(円)	50.78	56.82	124.72	138.24

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
住石貿易株式会社	100	100.0	石炭事業
住石マテリアルズ株式会社	100	100.0	新素材事業及び 採石事業
泉山興業株式会社	90	(100.0)	採石事業

- (注) 1. 当連結会計年度において、重要な子会社の状況に変動はありません。
2. 「当社の議決権比率」欄の(内書)は間接所有であり、泉山興業株式会社は、住石マテリアルズ株式会社の出資比率が100%であります。

3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	住石マテリアルズ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区新橋六丁目16番12号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価格	3,756百万円
当社の総資産額	7,534百万円

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、海外経済の不確実性の高まりや、資源価格の影響に加え熊本地震の経済に与える影響等、先行き予断を許さない状況が続くものと思われます。

一方、原発停止の影響による代替エネルギーとして火力発電への依存が高まっており、石炭需要は比較的堅調な推移が見込まれます。

このような状況下、当社グループは、松山港外港地区（愛媛県松山市）に石炭中継基地を整備することを目的として、平成27年12月に貯炭場用地を取得し、平成29年4月からの運用開始に向け取り組んでおります。また組織再編を実施し、市場環境に応じて機動的な事業展開を進め、迅速な意思決定と経営の効率化を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

各事業についての、事業収益力の向上に向けた取り組みは次のとおりです。

石炭事業部門については、顧客企業宛の石炭輸送の中継地の新設並びに能力アップを図っていく他、豪州のワンボ炭鉱を始めとする仕入先との連携を強化します。また、先端的な取引手法を積極的に取り入れ、市況変動リスクに対応できる販売体制を構築します。

新素材事業部門については、IT関連の製造工程に不可欠な高級研磨材の今後の需要拡大に対応するため、人工ダイヤモンドの製造ラインの強化と効率化を進めます。

採石事業部門については、今後の災害復興を含む公共事業からの需要に応ずるべく、生産現場の効率化を推進します。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- 石炭事業 : 石炭の仕入及び販売  
新素材事業 : 工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売  
採石事業 : 砕石の採取、加工及び販売

(6) 主要な営業所及び事業所（平成28年3月31日現在）

- ① 当社  
本店 東京都港区
- ② 子会社  
住石貿易株式会社  
本店 東京都港区  
住石マテリアルズ株式会社  
本店 東京都港区  
新素材事業部 北海道赤平市  
採石事業部 山陽事業所 兵庫県神崎郡神河町  
泉山興業株式会社 青森県上北郡六ヶ所村

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門等の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
石炭事業	11名	2名増
新素材事業	10名	—
採石事業	22名	—
全社（共通）	16名	1名減
合計	59名	1名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員です。  
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
13 (1) 名	1名減 (－)	48.9歳	19.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社三井住友銀行	997
株式会社三重銀行	300
株式会社八十二銀行	200
株式会社横浜銀行	200
株式会社静岡銀行	200
株式会社南都銀行	200
株式会社百十四銀行	200

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(訴訟関係)

当社、当社子会社住石マテリアルズ株式会社(以下「住石マテリアルズ」といいます。)及び同住石貿易株式会社は、じん肺に罹患しているとする患者らから平成26年12月に損害賠償請求訴訟を提起されました。

その後、3次にわたり訴訟の提起があり、原告総数113名(患者単位)、損害賠償請求総額16億5千1百万円となりました。

訴訟提起に至った経緯は平成23年8月、北海道地区において住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ)及びその子会社であった住友石炭赤平炭砒株式会社等が経営していた炭鉱等の元従業員等が、訴訟外でじん肺罹患による損害賠償を求めてきたのを皮切りに、その後数次にわたり請求の追加があり、元従業員等の代理人と協議を重ねてきましたが、合意成立に至らず、本件訴訟を提起されるに至ったものであります。

今後は、訴訟を通じて原告の主張を精査し、当社の主張を行っていく所存であります。



## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ① 発行可能株式総数      | 143,172,000株  |
| （（内訳）普通株式       | 136,032,000株） |
| 第二種優先株式         | 7,140,000株    |
| ② 発行済株式の総数      | 66,032,853株   |
| （（内訳）普通株式       | 58,892,853株）  |
| 第二種優先株式         | 7,140,000株    |
| ③ 株主数           |               |
| 普通株式            | 18,548名       |
| 第二種優先株式         | 1名            |
| ④ 大株主の状況（上位10名） |               |
| イ. 普通株式         |               |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,791	3.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,499	2.59
株式会社三井住友銀行	1,323	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	960	1.66
三井住友カード株式会社	855	1.48
株式会社日本総合研究所	835	1.45
株式会社セディナ	823	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	787	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	681	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	674	1.17

(注) 1. 当社は、自己株式を1,057,762株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

ロ. 第二種優先株式

株主名	持株数	持株比率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,140 <sup>千株</sup>	100.00 <sup>%</sup>

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

名称	第1回株式報酬型新株予約権	第2回株式報酬型新株予約権
決議年月日	平成26年6月27日	平成27年6月26日
発行日	平成26年7月31日 (株式報酬型ストックオプション)	平成27年7月31日 (株式報酬型ストックオプション)
新株予約権の数	2,090個	402個
保有人数		
当社取締役（社外取締役を除く）	2名	3名
当社社外取締役	2名	2名
当社監査役	3名	3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 209,000株	当社普通株式 40,200株
新株予約権の発行価格	1株当たり126円	1株当たり94円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～平成56年7月31日	平成27年8月1日～平成57年7月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等

名称	第2回株式報酬型新株予約権
決議年月日	平成27年6月26日
発行日	平成27年7月31日 (株式報酬型ストックオプション)
新株予約権の数	142個
交付された者の人数 当社及び子会社の執行役員	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 14,200株
新株予約権の発行価格	1株当たり94円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年8月1日～平成57年7月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 崎 駒 樹	住石貿易株式会社 代表取締役執行役員社長 住石マテリアルズ株式会社 代表取締役執行役員社長
取締役 専務執行役員	谷 口 信 一	管理部門担当
取締役	伊万里 要一郎	経営企画部長
取締役	佐久間 博	
取締役	鎮 西 俊 一	弁護士
常勤監査役	茶 谷 瑛 一	
常勤監査役	成 田 充	
監査役	柿 本 省 三	公認会計士

- (注) 1. 取締役佐久間博氏及び鎮西俊一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役茶谷瑛一氏及び柿本省三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役柿本省三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役佐久間博氏及び鎮西俊一氏を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
伊万里 要一郎	平成27年6月26日	任期満了	常勤監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
	名	百万円
取締役 (うち社外取締役)	5 (2)	29 (13)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	6 (3)
合計 (うち社外役員)	9 (4)	35 (16)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額1億8千万円以内と決議いただいております、その報酬限度額の範囲内で決定しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額4千8百万円以内と決議いただいております、その報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
3. 平成27年6月26日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役就任した伊万里要一郎氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の員数と総額に含めております。
4. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は17百万円であり、支給員数は3名であります。
5. 上記の報酬等には、ストックオプションによる報酬額1百万円（取締役5名に対し0百万円（うち社外取締役2名に対し0百万円）、監査役4名に対し0百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円）が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	佐久間 博	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役	鎮 西 俊 一	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的知識、経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	茶 谷 瑛 一	当期開催の取締役会14回及び監査役会13回のすべてに出席し、会社経営に関する高度な見識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	柿 本 省 三	当期開催の取締役会14回及び監査役会13回のうち、取締役会13回及び監査役会すべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、経験に基づき、適宜発言を行っております。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	三優監査法人
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役に報告する。
  - (2) 当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。
  - (2) 当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
  - (3) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、原則として月1回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。
  - (2) 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。



- ⑤ 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
  - (2) 監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。
  - (2) 取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- ⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 必要に応じて監査役の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、監査役会の同意を得るものとする。監査役の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
  - (2) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査役に報告する。また、監査役の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。
  - (3) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
  - (4) 監査役が職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - (5) 取締役は、会計監査人及び監査室が監査役に報告をするための体制その他監査役監査の実効性を確保する体制を整備する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループ全体の効率的かつコンプライアンスを遵守した経営の推進を図るため、「職務権限規程」等の業務執行に関する権限と責任を定めた規程類を整備しました。

また、当社グループ全体のリスクマネジメントを目的として「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）施行に伴い、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、「特定個人情報取扱規程」を新設しました。

加えて、監査役監査の実効性確保を目的として、監査役及び監査役会の職責と監査体制を定めた「監査役会規則」及び「監査役監査基準」を整備するとともに、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保を目的として、「監査役会事務局職務規程」を新設し、専ら監査役の指揮命令に従う使用人を選任しました。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当については、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を経営の最重要政策と位置づけており、収益状況に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化並びに将来の事業展開に備えるため内部留保の充実などを勘案して配当額を決定する方針を採っております。

また、自己株式の取得については、長期的にも環境が変動する中で、経営の健全性を維持するために、自己資本比率及び自己資本利益率(ROE)を重視しつつ、機動的に実施する方針です。

(本事業報告における記載金額は各単位未満を切り捨て、比率は各単位未満を四捨五入して表示しております。)

.....

## 事業報告作成後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、当期の期末配当及び自己株式取得について次のとおり実施することを決議いたしました。

### 1. 当期の期末配当について

- (1) 配当財産の種類 金銭とする。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項
  - ① 当社第二種優先株式1株につき金3円  
総額21,420,000円
  - ② 当社普通株式1株につき金2円  
総額115,670,182円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成28年6月8日

### 2. 自己株式取得について

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 1,000,000株を上限とする。  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.73%)
- (3) 株式の取得価額の総額 112,000,000円を上限とする。
- (4) 自己株式取得の日程 平成28年5月16日から平成28年7月19日まで

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
<b>I. 流 動 資 産</b>	<b>5,908</b>	<b>I. 流 動 負 債</b>	<b>1,874</b>
現金及び預金	2,184	支払手形及び買掛金	516
受取手形及び売掛金	1,735	短期借入金	743
商品及び製品	1,608	1年内償還予定の社債	240
仕 掛 品	110	リ ー ス 債 務 金	23
原材料及び貯蔵品	13	未 払 金	27
前 渡 金	1	未 払 法 人 税 等	13
繰延税金資産	56	未 払 費 用	111
そ の 他	200	賞 与 引 当 金	21
<b>II. 固 定 資 産</b>	<b>10,614</b>	債 務 保 証 損 失 引 当 金	3
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,359</b>	そ の 他	174
建物及び構築物	516	<b>II. 固 定 負 債</b>	<b>4,095</b>
機械装置及び運搬具	4	社 債	240
土 地	5,765	長 期 借 入 金	2,000
リ ー ス 資 産	61	リ ー ス 債 務 金	42
建設仮勘定	2	繰 延 税 金 負 債	301
そ の 他	9	再評価に係る繰延税金負債	288
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>50</b>	退職給付に係る負債	157
そ の 他	50	長 期 預 り 金	76
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,204</b>	資 産 除 去 債 務	31
投資有価証券	4,018	訴 訟 損 失 引 当 金	400
そ の 他	619	環 境 対 策 引 当 金	535
貸倒引当金	△433	そ の 他	22
<b>III. 繰 延 資 産</b>	<b>4</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,970</b>
社債発行費	4	(純資産の部)	
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,528</b>	<b>I. 株 主 資 本</b>	<b>10,242</b>
		資 本 金	2,501
		資 本 剰 余 金	967
		利 益 剰 余 金	6,917
		自 己 株 式	△143
		<b>II. その他の包括利益累計額</b>	<b>272</b>
		その他有価証券評価差額金	567
		土地再評価差額金	△294
		<b>III. 新株予約権</b>	<b>42</b>
		純 資 産 合 計	10,558
		<b>負債純資産合計</b>	<b>16,528</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	百 万 円
I 売 上 高	17,983	17,983
II 売 上 原 価	16,218	16,218
III 売 上 総 利 益	1,765	1,765
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,480	1,480
IV 営 業 外 収 益	284	284
IV 受 取 配 当 金	12	12
IV 持 分 法 に よ る 投 資 利 益	472	472
IV 固 定 資 産 賃 貸 料	121	121
IV そ の 他	60	60
V 営 業 外 費 用	17	17
V 支 払 利 息	684	684
V 外 国 源 泉 税	59	59
V そ の 他	44	44
VI 特 別 利 益	110	110
VI 固 定 資 産 売 却 益	214	214
VI 訴 訟 費 用 戻 入 額	754	754
VII 特 別 損 失	19	19
VII 固 定 資 産 除 売 却 損	258	258
VII 投 資 有 価 証 券 売 却 損	5	5
VII 減 損 損 失	30	30
VII 訴 訟 関 連 費 用	10	10
VII そ の 他 特 別 損 失	16	16
税金等調整前当期純利益	2	64
法人税、住民税及び事業税	967	967
法人税等調整額	△15	△15
当期純利益	△46	△61
親会社株主に帰属する当期純利益	1,029	1,029

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,501	963	5,924	△15	9,374
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,029		1,029
剰余金の配当			△139		△139
自己株式の取得				△128	△128
持分法適用会社からの自己株式取得による変動		4			4
土地再評価差額金の取崩			102		102
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額 合計	-	4	993	△128	868
当連結会計年度末残高	2,501	967	6,917	△143	10,242
	その他の包括利益累計額			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	その他有価 証券評価差 額 金	土地再評価 差 額 金	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	665	△197	467	36	9,878
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,029
剰余金の配当					△139
自己株式の取得					△128
持分法適用会社からの自己株式取得による変動					4
土地再評価差額金の取崩					102
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△97	△96	△194	5	△188
当連結会計年度変動額 合計	△97	△96	△194	5	679
当連結会計年度末残高	567	△294	272	42	10,558

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
<b>I. 流 動 資 産</b>	<b>3,547</b>	<b>I. 流 動 負 債</b>	<b>587</b>
現金及び預金	790	短期借入金	250
前払費用	28	1年内償還予定の社債	240
関係会社短期貸付金	2,534	未払金	68
未収入金	190	未払費用	9
繰延税金資産	4	未払消費税	5
		未払法人税等	5
<b>II. 固 定 資 産</b>	<b>3,981</b>	預り金	2
有形固定資産	5	前受収益	1
工具器具備品	5	賞与引当金	5
無形固定資産	41	<b>II. 固 定 負 債</b>	<b>2,281</b>
ソフトウェア	41	社債	240
投資その他の資産	3,935	長期借入金	2,000
関係会社株式	3,856	退職給付引当金	41
長期前払費用	34	<b>負債合計</b>	<b>2,868</b>
その他	45		
<b>III. 繰 延 資 産</b>	<b>4</b>	(純資産の部)	
社債発行費	4	<b>I. 株 主 資 本</b>	<b>4,623</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,534</b>	資本金	2,501
		資本剰余金	1,257
		資本準備金	301
		その他資本剰余金	956
		<b>利益剰余金</b>	<b>995</b>
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	981
		繰越利益剰余金	981
		<b>自己株式</b>	<b>△130</b>
		<b>II. 新株予約権</b>	<b>42</b>
		純資産合計	4,665
		<b>負債純資産合計</b>	<b>7,534</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
I 売 上 高		
経 営 指 導 料		440
売 上 総 利 益		440
II 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		369
営 業 利 益		70
III 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39	
受 取 配 当 金	700	
そ の 他	0	739
IV 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51	
社 債 利 息	2	
社 債 発 行 費 償 却	5	
そ の 他	15	74
経 常 利 益		734
税 引 前 当 期 純 利 益		734
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9	
法 人 税 等 調 整 額	△1	8
当 期 純 利 益		726



## 株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から）  
（平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	
当 期 首 残 高	2,501	301	956	1,257	—	408	408	
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益						726	726	
剰 余 金 の 配 当						△139	△139	
利 益 準 備 金 の 積 立					13	△13	—	
自 己 株 式 の 取 得								
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	13	573	587	
当 期 末 残 高	2,501	301	956	1,257	13	981	995	

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△0	4,166	36	4,203
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益		726		726
剰 余 金 の 配 当		△139		△139
利 益 準 備 金 の 積 立		—		—
自 己 株 式 の 取 得	△129	△129		△129
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純額）			5	5
当 期 変 動 額 合 計	△129	457	5	462
当 期 末 残 高	△130	4,623	42	4,665

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月12日

住石ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山 本 公 太 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 原 田 知 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住石ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月12日

住石ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太 ㊞

業務執行社員 公認会計士 原 田 知 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住石ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査致しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び三優監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

住石ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	茶	谷	瑛	一	Ⓜ
常勤監査役	成	田		充	Ⓜ
社外監査役	柿	本	省	三	Ⓜ

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	なが さき こま き 長 崎 駒 樹 (昭和22年10月10日生)	昭和45年4月 株式会社住友銀行（現株式 会社三井住友銀行）入行 平成10年10月 住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社） 入社、本社支配人 平成13年6月 同社取締役、常務執行役員 平成20年10月 当社代表取締役、執行役員 副社長 平成20年12月 当社代表取締役社長（現任） 平成21年10月 住石マテリアルズ株式会社 代表取締役執行役員社長 （現任） 平成22年10月 住石貿易株式会社代表取締 役執行役員社長（現任） 重要な兼職の状況 住石貿易株式会社 代表取締役執行役員社長 住石マテリアルズ株式会社 代表取締役執行役員社長	普通株式 1,000株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	たに ぐち しん いち 谷 口 信 一 (昭和32年2月10日生)	昭和54年4月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社 平成14年6月 同社取締役、執行役員、経営企画推進部長 平成20年10月 当社取締役、執行役員、総務部長、経営企画部長 平成22年11月 当社取締役、専務執行役員 平成25年7月 当社取締役、専務執行役員、管理部門担当(現任)	普通株式 2,100株
3	い ま り よう いち ろう 伊 方 里 要 一 郎 (昭和29年2月25日生)	昭和52年4月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社 平成21年12月 当社経理部長 平成22年6月 当社監査室長 平成23年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社取締役、経営企画部長(現任)	0株
4	さ く ま ひろし 佐 久 間 博 (昭和20年4月29日生)	昭和43年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成3年10月 同行青山支店長 平成6年6月 同行取締役銀座支店長 平成10年6月 同行常任監査役 平成21年6月 当社社外取締役(現任)	0株
5	ちん ぜい とし かず 鎮 西 俊 一 (昭和21年11月14日生)	昭和58年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 平成9年9月 仙谷・石田法律事務所入所 平成18年6月 日比谷総合設備株式会社社外取締役 平成21年6月 当社社外監査役 平成23年6月 当社社外取締役(現任) 平成23年7月 鎮西法律事務所開設(現任)	0株

- (注) 1. 鎮西俊一氏と当社は法律顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐久間博及び鎮西俊一の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由について
- (1) 佐久間博氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 鎮西俊一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として独立した立場から、当社の経営に対して、その豊富な専門知識、経験等を反映していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 佐久間博氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。また、鎮西俊一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 佐久間博氏は、平成22年10月から子会社住石マテリアルズ株式会社の非業務執行取締役を、また、平成27年1月から子会社住石貿易株式会社の非業務執行取締役を兼任しております。
6. 鎮西俊一氏は、平成21年6月から平成23年6月まで住石マテリアルズ株式会社の社外監査役でありました。また、平成27年1月から住石貿易株式会社の非業務執行取締役を兼任しております。
7. 佐久間博及び鎮西俊一の両氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役柿本省三氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
かき 柿 本省三 (昭和21年10月24日生)	昭和45年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 昭和53年9月 公認会計士登録 昭和54年1月 税理士登録 昭和63年10月 住友ビジネスコンサルティング株式会社東京コンサルティング第3部長 平成7年4月 株式会社日本総合研究所研究事業本部主席コンサルタント 平成13年7月 新日本監査法人監査第二部公認会計士 平成14年7月 公認会計士・税理士個人事務所開業（現任） 平成20年10月 当社社外監査役（現任）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 監査役候補者柿本省三氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者とした理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について

柿本省三氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士及び経営コンサルタントとして専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

4. 柿本省三氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年8ヶ月となります。  
5. 柿本省三氏は、平成20年10月から子会社住石マテリアルズ株式会社の監査役を兼任しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
たけ した ひろ のり 竹 下 博 徳 (昭和35年10月3日生)	平成6年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所 入所 平成14年4月 弁護士法人東京フロンティア基金 法律事務所入所 平成15年3月 大室俊三法律事務所（現大室法律 事務所）入所（現任） 平成23年5月 当社社外監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者竹下博徳氏は、社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とした理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由について

竹下博徳氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、補欠の社外監査役に適任であると考え、選任をお願いするものであります。

以上



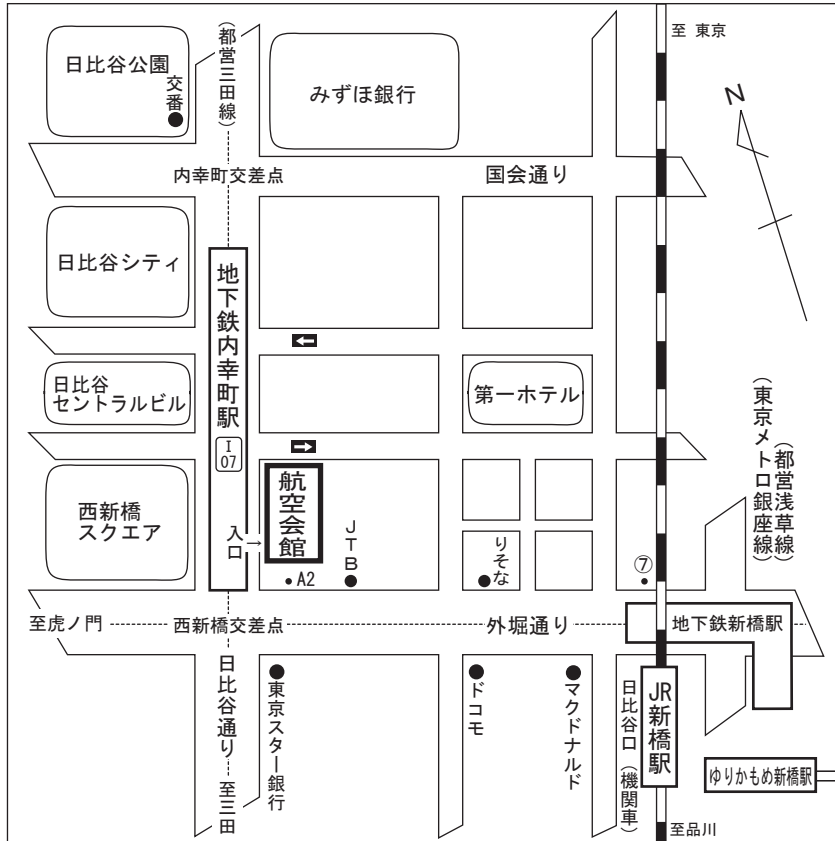
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内略図

航空会館 2階会議室

東京都港区新橋一丁目18番1号



会場最寄駅	J R : 新橋駅	日比谷口	徒歩 6分
	地下鉄 : 都営三田線内幸町駅	A2出口	〃 1分
	東京メトロ銀座線新橋駅	⑦出口	〃 5分
	都営浅草線新橋駅	⑦出口	〃 5分